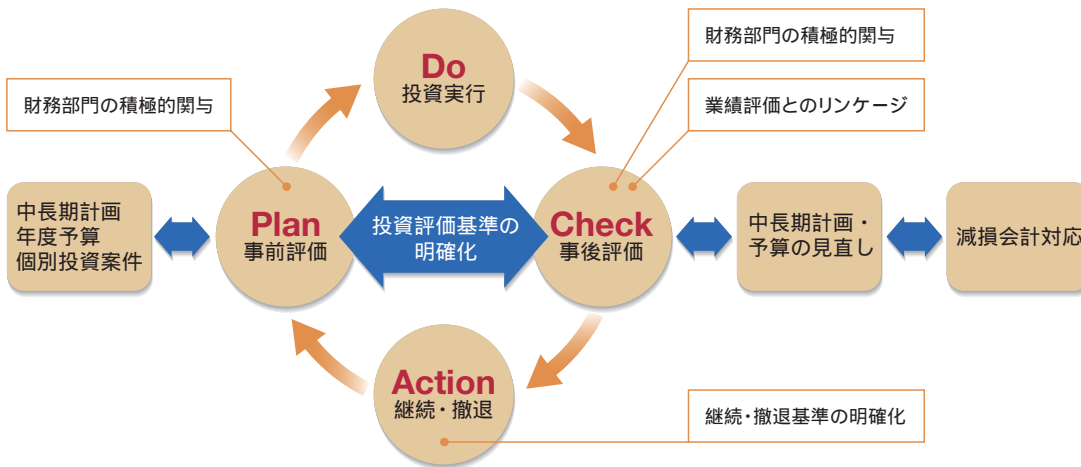


# 企業価値向上のための 減損会計

浜嶋哲三

あずさ監査法人 代表社員

## PDCAサイクルと減損会計



## 減損会計とPDCAサイクル

減損会計というと、企業に損失を迫る、低成長のなかでデフレを助長する、非常に難解など、かなりネガティブなイメージが定着しているようである。しかしながら、実際には、普段の経営管理を誠実に遂

行されている企業経営者であれば、減損会計の中身を理解するにつれ、減損会計を経営管理のなかに取り入れることにより、企業価値の向上を後押ししてくれるという非常にポジティブな面があることに気付かれるはずである。まずは上図のPDCAサイクルを見ていただきたい。

わが国の経済情勢は、一九九〇年代から続く低成長、デフレ、超低金利のもと、やや明るさが見えてきたとはいえ、いまだに低迷から完全には、脱することができない状況にある。このような環境の中で、企業はグローバル時代の競争に勝ち抜くために、減損会計によって要求されるまでもなく、事前の投資採算性の評価から始まる、いわゆるPDCA (Plan, Do, Check, Action) のサイクルにおいて、投資の採算性を継続的に評価し、そのなかで収益性の悪い固定資産があれば、迅速に事業構造の転換や撤退を図らなければならない。いわゆる、選択と集中、資本効率の向上による企業価値の向上が必要不可欠となっている。

しかしながら、実務において、この「PDCAサイクル」を、合理的に客観的に機能させることは、それほど容易ではないようである。そもそも、事前の問題として、会社のビジョンや戦略にあった適切な投資案件が選択されているかどうかである。例えば、特定の事業部門の案件のみが優先されているようなことはないだろうか。投資選択を誤ると、超優良と言われる企業であっても、とたんに競争優位を失うことは、最近のハイテク業界の動きを見ても明らかである。次に、投資採算の事後的モニタリングが適切に行われているかである。モニタリングを適切に実施するには、将来キャッシュフローの見積もりが事

業部門から独立した組織(例えば財務部門、事業投資委員会等)により客観的に行われる必要がある。特定の事業の継続を求めるあまり、将来見通しが甘くなっていることはないだろうか。そのような環境下では、迅速な継続や撤退の意思決定ができず、長期にわたり事業損失が継続していたのが実情である。減損会計は、投資した固定資産の事後評価であり、その意味でPDCAサイクルのCheckのステージに位置している。

### 経営者の見積もりと判断の重要性

減損会計の導入により、不採算資産の減価償却を続けることが不可能になり、一括評価減が強制されることにより、少なからず、PDCAサイクルの運用に影響を与えることになる。即ち、経営管理の精度を甘くすることにより、隠すことのできた不採算事業が制度会計のもとで、含み損が即時に顕在化する事になった結果、もはや、問題先送りはできず、PDCAサイクルを実質的に機能させざるを得なくなつたのである。ただし、ここで、注意を要することが一点ある。それは、減損損失を測定するための情報の信頼性である。減損損失は、その固定資産が生み出す、将来キャッシュフローを、期待する利益率で現在価値に割引くことにより、測定することになる。そこで使用する、キャッシュフローや利益率は、経営者の見積もりによつていのであるから、その見積もりが甘ければ、減損会計上も適切な減損損失が計上されない結果となる。つまり、減損会計は適用の仕方によつては、実質的に回避される可能性があるのである。

したがって、企業価値向上のためのキャッシュフロー

ー経営が確実に行われるならば、将来キャッシュフローの見積もりとその現在価値の測定というファイナンス理論を会計に組み込んだ減損会計にも適切に対応していけるはずであるし、また、逆に減損会計の導入が、適切なキャッシュフロー経営への転換を後押しすることにもなると言えるのである。

### ディスクロージャーの果たす役割

減損会計が従来の会計基準と異なり画期的といえる点は、そのディスクロージャーにある。減損会計は、単に減損損失が損益計算書で計上されるのみならず、脚注において、以下の事項を開示することを要求している。

#### 減損した資産と減損に至つた経緯

減損会計を適用するに際しての資産のグループ別の方法

減損損失を測定するに際して使用した回収可能

価格の種類、使用価値が売却可能価格が

使用価値算定に使用した割引率等

すなわち、減損損失という結果のみならず、そこに至るプロセスが開示されるため、企業は、合理的で説明可能な方法により、減損損失を計算せざるを得ないのである。

減損会計に限らず、いわゆる会計ビッグバンの中で導入された会計基準には、その適用にあたり、経営者の判断と見積もりの与える影響が非常に大きくなつてい。例えば、繰延税金資産を何年分計上できるのか、年金債務の測定の割引率、そして減損会計におけるグループピング、将来キャッシュフローと割引率の見積もりである。このような会計制度のもとでは、投資家にとっては経営者の行った見積もり

と判断が変化することにより、企業の経営成績、キャッシュフローや流動性にどのような感応度を持つて影響を与えるのかが極めて重要な意味を持つてくる。これからのディスクロージャーの方向性は、まさに経営者の見積もりと判断や結論に至つたプロセスを如何に透明性を持って開示するかが問われるようになるであろう。その意味で、この減損会計の開示要請は今後の方向性を示す画期的なものと言えるのである。

### まとめ

減損会計は、見積もりの入る要素が多いため、適用上の課題が必然的に多くなり、それに対応するため、全一四七項に及び適用指針が公表されている。それでも、対応ができない質問が出てくるのが実情である。そこで、適用指針に記載がないことについては、会計基準の趣旨を適切に斟酌し、経営実態を最も適切に反映するように配慮する必要がある。企業によつて、経営管理体制はさまざまであり、減損会計が、どのような影響をもつことになるのか、人によつて判断に幅が出ることも当然に予想される。そこで、強制適用まであと二年という、この限られた時間のなかで、会計および税務の専門家との減損会計の事前協議を十分な時間をかけ慎重に行うことが必要である。そのような検討過程が、単に財務会計上の議論に終わることなく、企業価値の向上に結びつく、経営システムの変革につながることを期待したい。